

北見地区バスケットボール協会 U15 部会の方針 指導者・顧問用

北見市のバスケットボール部に関わる認定地域クラブやクラブチームの設置は、「令和8年度末」までに完了を目指し整備を進めています。移籍する時期は、学校ごとに、受け皿が整備できてから移籍となります。

各学校のバスケットボール部は、現在ある設置状況で生徒を迎え入れる予定です。令和7年度に入学する生徒は、2学年が終了するまで中学校の部活での活動が可能です。その後、各学校区にある少年団等が受け皿となり、中学3年生になった令和9年度（2027年度）は、部活動と同等の認定地域クラブとして、活動を引き継ぎ、引退まで活動できるように整備を進めています。ただし、整備ができた学校から地域移行することも認めていますので、この数年間は学校ごとに状況が異なる可能性があります。令和8年度末までには地域移行が完了する予定です。

部活動と同じように認定地域クラブでは、各種大会参加補助や就学支援に関わる補助も受けることができます（北見市に相談してください）。

これとは別に、市内にはクラブチームも発足します。部活動に所属せずにクラブチームに所属することも可能です。

	構成\大会	春季大会	中体連	秋季大会	U15選手権	新人大会	クラブ新人
中学校	学校単位	○	○	○	○	○	×
地域クラブ	学校単位	○	○	○	○	○ ←→	・
地域クラブ	混合	○	×	×	○	×	○
選抜クラブ	混合	○	×	×	○	×	○

※ 北見地区クラブ新人大会が開催されるかは未定

認定地域クラブ（学校単位）※北見市が認定した地域クラブで、中学校区の選手で構成されたクラブ

認定地域クラブ（混合）※北見市が認定した地域クラブで、中学校区外から集まった選手で構成されたクラブ

選抜クラブ ※地域を特定せず、選考などを経て集まった選手で構成されたクラブ

現時点で、中体連バスケットボール専門委員会による参加の定義によると「学校単位」での出場となっていることから「中学校部会」として、中学校区での区割りによる認定地域クラブの整備を進めております。中学校区にある少年団等に中学生を受け入れる組織（中学校部など）を立ち上げてもらい、そこへ移籍して活動を継続できるよう考えております。ただし、少年団側で受け入れられない場合は、地域クラブを別途立ち上げる必要が出てきます。令和8年度末までに整備が完了するように働きかけている最中です。市内全域をカバーできるまでもうしばらくお待ち下さい。1年生・2年生の在籍の変更は、年度初めのチーム登録・選手登録に合わせて行います。（※新たに立ち上がるクラブチームや認定地域クラブでも、複数の中学校の選手が所属するような場合は、学校単位とは認められないのはそのためです）。

（令和7年1月17日現在）

2024.12.26 (木)

北見市からの北見地区バスケットボール協会に対する回答

赤字部分 (令和6年12月27日10時45分確認済み)

①旧クラブ活動費の充当と遠征費の負担について

→現在、各学校の部活動に補助しているクラブ活動費の継続については、地域移行後の補助を今後検討する（現時点では未確定）とのこと。その場合、すべての地域クラブ活動が対象となるわけではなく、これまで中学校部活動として補助を受けていた部活動が移行した場合など、条件付きの補助となることが想定される。

- ・各種大会の遠征費については、大会参加補助ということで、これまでの部活動と同様に北見市が認定した地域クラブ活動も対象になる。

(大会以外の試合遠征や合宿等の遠征は対象外)

②各種大会の参加の補助額について

→中体連大会、少年団等の大会参加費は主催者が規定する額。

- ・交通費は全道・全国大会で実費の8割補助。(市内大会、管内大会を除く)
宿泊費は開催地が片道70km以上の場合1人、1泊5,000円を上限として、実費分を支給。

引率者は参加者(選手)10人まで原則1人、参加者が11人以上の場合は2人まで対象。(※令和6年12月27日10時45分細川さんに確認済み)

- ・中体連に関しては、全道大会1回、全国大会1回。(夏季種目、冬季種目ごと)
- ・新人戦、選抜大会に関しては、参加費、交通費、宿泊費の実費とし、上限を全道大会では管内5,000円、管外10,000円、全国大会では道内10,000円、道外15,000円とする。(子選を経た全道大会以上)
- ・その他の大会(スポーツ課補助)の場合、同一種目は全道1回、全国1回となり、同一選手でも種目が異なれば、複数回補助が受けられる。

③認定地域クラブの場合の補助について

→少年団等以外の全国大会(北見市スポーツ協会加盟団体が参加する大会等)は、道内(管外)全国大会で1人10,000円、道外の全国大会は1人15,000円の上限。

(参加費・交通費・宿泊費の実費)

④対象指導者、スタッフ、選手について

→指導者等は引率者という扱いで②と同様の基準。

⑤認定地域クラブの全道大会、全国大会の参加補助について

→同一種目の場合は、全道大会1回、全国大会1回。(少年団登録団体または北見市が認定した地域クラブ) 補助金額は②、③と同様。

※いずれの場合も対象者は北見市民であること。

⑥区割り線による他市町との認定地域クラブの場合は、北見市のクラブについてのみ対象とし、他市町のクラブは該当する市町の補助によることとなる。